

平成 21 年 7 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

新日本有限責任監査法人

会計監理部長 轟 茂道

「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

貴委員会から平成 21 年 5 月 29 日に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」とする。）について、下記のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

## 記

## 1. 総論

(コメント)

国際的な会計基準とのコンバージェンスなども踏まえ、我が国の金融商品に関する会計基準等を見直していくという貴委員会の精力的な取組みに敬意を表する。また、各論点における我が国の会計基準等の見直しに留まらず、国際会計基準審議会（IASB）や米国財務会計基準審議会（FASB）に対して、公開草案等に対するコメントだけではなく、共同会議等の場における意見交換なども含め、積極的な意見発信が行われることを期待する。

## 2. その他の論点（認識の中止）

(コメント)

IASB から平成 21 年 3 月に公開草案「認識の中止」（IAS 第 39 号及び IFRS 第 7 号の改訂案）が公表されている。当該公開草案に対するコメントは、貴委員会における特別目的会社専門委員会で検討しているものと理解しているが、現状でも我が国の会計基準との間で基本アプローチの相違などがあり、主要論点の 1 つと考えられることから、認識の中止に係る論点を貴委員会のプロジェクト計画表上に記載する必要があるとともに、金融商品専門委員会が主体的に検討を行う方向で整理すべきと考える。

## 3. その他の論点（負債と資本の区分）

(コメント)

「負債と資本の区分」に係る論点については、現在、貴委員会内にワーキング・グループを設置して検討を行っているものと把握している。本論点について、我が国の会計基準ではその取扱いが明らかにされていない部分もあり、関連法制（会社法など）との

調整が必要となる点については理解している。しかし、国際的な会計基準との取扱いが相違しているところもあることから、ワーキング・グループにおける検討状況について、一定の情報提供が行われる必要があると考えられるとともに、公開の専門委員会による議論を行う必要性についても、検討がなされることを希望する。

#### 質問(1)

金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください

#### 4. 金融商品会計の範囲（論点整理第 21 項及び第 22 項）

##### （コメント）

現状の会計基準においても、子会社株式及び関連会社株式（共同支配企業に対する投資を含む。）については、事業投資と同じく公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないものとして明文で整理されているが、これらを含め、法的形態から金融商品として整理されるものと、金融商品会計基準の適用範囲との関係について、十分な整理が必要と考えられる。

##### （理由）

論点整理第 21 項では、IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」において、金融商品の定義に該当するものの、金融商品会計の定義外になり得るとして議論されているものが列挙されている。これらのうち、子会社株式、関連会社又は共同支配下にある企業に関する投資については、我が国の現行会計基準において、金融商品会計基準の範囲に含まれるものとして整理されている。これらのように、法的形態は金融商品であるが、金融投資のように公正価値の変動を財務活動の成果として捉えないものとして取り扱われるような金融商品について、（広義の）金融商品会計に含まれるものとして現行の基準の枠組みを維持するのか、あるいは（狭義の）金融商品会計のみを扱う基準とするのか、整理が必要と考えられる。前述のように、我が国の会計基準では、法的形態に基づく金融商品に該当するかどうかでその会計処理を定めるのではなく、投資のリスクからの解放の有無により公正価値評価の対象とすべきかどうかを分類していると考えられるため、この点から対象範囲を整理することが必要と考えられる。

また、その他にも定義上は金融商品に該当するものの、金融商品会計基準においてその会計処理を扱わないものについては、その理由（他の会計基準においてその会計処理が定められているため、という記述のみではなく、他の会計基準等でその会計処理を定めた理由を記載することが有用と考えられる。）を記載することが必要と考える。なお、論点整理第 22 項に列挙されているような、定義上は金融商品ではないものの、経済的

に類似した性格を持つため、公正価値評価を要求すべきかどうかを決定すべき契約等について、金融商品会計基準の適用範囲とすべきかどうかについても、併せて整理が必要と考えられる。

#### 質問(2)

デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

#### 5. 会計基準におけるデリバティブの定義（論点整理第 34 項）

##### （コメント）

現行の金融商品会計基準における商品を例示する形の定義から、その特徴に焦点を当てた定義とすることについて同意する。論点整理にもあるとおり、このことにより、会計基準の定義に照らしてデリバティブであるか否かを判断することが可能となると考えられる。

また、組込デリバティブ（複合金融商品）についても、同様に会計基準上でその定義を明確化すべきと考える。

#### 質問(3)

デリバティブ以外の金融商品をどのような観点で区分すべきですか。また、具体的にどのように区分すべきですか。

#### 6. 金融商品の測定区分（論点整理第 39 項及び第 42 項）

##### （コメント）

我が国の会計基準では、金融資産を有価証券と債権に区分した上で、前者について売買目的有価証券、満期保有目的債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券の 4 つに分類する定めとなっている。一方、IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」（以下「IAS 第 39 号」とする。）では、金融商品全体を 5 つのカテゴリー（満期保有投資、貸付金及び債権、損益を通じて公正価値により測定する金融商品、売却可能金融資産及びその他の金融負債）に区分することとされている。金融商品会計基準では、その法的形態を基礎に有価証券として会計処理されるものを定めていると考えられるが、有価証券に該当しない場合であっても、保有目的（経営者の意図）やその実態を基礎とした事後測定が可能となることから、IAS 第 39 号と同様にすべての金融商品を対象として測定区分（保有目的区分）ごとに会計処理を定めることが適当と考えられる。

7. 国際的な会計基準を巡る議論を踏まえた測定区分の見直し（論点整理第 55 項）  
（コメント）

論点整理第 55 項において、国際的な会計基準を巡る議論では、現段階での見直しはいわゆる混合測定属性をベースにいかにより改善を図るかが中心となっていると記載されている。また、それを前提に保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定め、またその測定方法に従って区分を行うことが適当とされている。しかし、実務上その影響が大きいと考えられるその他有価証券（売却可能金融資産）に関しては、IASB より平成 21 年 7 月 14 日に公表された公開草案「金融商品：分類及び測定」において当該分類の削除が提案されており、本論点整理の前提となる国際的な議論が変化しているとともに、実務への影響も大きいと考えられるため、国際的な議論の動向を注視し、慎重な検討を行う必要があると考える。

（理由）

外形的に金融商品であるかどうかにかかわらず、実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売却・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合も考慮して、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めるべきとする方向性（論点整理第 38 項参照）は、国際的な会計基準の現段階での見直しがいわゆる混合測定属性をベースにいかにより改善を図るかが中心となっていることを前提としているものと考えられる。論点整理第 55 項におけるこの前提が成立する場合においては、現行の 3 分類が維持されることへ繋がっていく可能性があるものと思われるが（ただし、後述の本意見第 9 項参照）、IASB の公開草案では売却可能金融資産の区分削除が提案されており、この考え方を十分に整理した上で、適切な方向性を示す必要があると考えられる。

なお、本件に関する IFRS 及び US-GAAP の見直しについては、我が国実務への影響も大きいと考えられるため、今後も公開草案等へのコメントなどを通じ、貴委員会が我が国の会計基準設定主体としての意見を積極的に発信されることを期待する。

8. 「貸付金及び債権」の区分（論点整理第 56 項）  
（コメント）

現行の IAS 第 39 号に定められている「貸付金及び債権」の区分を設けるべきかどうかについては、IASB での検討状況及び我が国の会計基準の測定区分の見直しと足並みを揃えて検討を行うことが相当と考える。また、この場合において、本意見第 6 項を踏まえ、論点整理第 60 項に記載されているように、償却原価で会計処理される分類に債券と債権の双方を統合することが適当と考えられる。

## 質問(4)

売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を縮小又は削除する可能性についてどのように考えますか。それは金融商品会計の複雑性の解消にどのように役立ちますか。

## 9. その他有価証券の分類の縮小又は削除（論点整理第 57 項から第 64 項）

## （コメント）

本意見第 7 項に記載した、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定め、またその測定方法に従って区分を行うことが適当とする方向性を前提として、現行の売却可能金融資産（その他有価証券）の分類を削除する必要性はなく、ただしその縮小の可能性を検討すべきと考えられるため、第 2 案に同意する。

## （理由）

実質的に価格変動リスクを認める必要のない場合や直ちに売却・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合も考慮して、保有目的（経営者の意図）及び金融商品の属性を考慮して測定方法を定めるべきとする方向性を前提とすると、株式についてその公正価値のすべての変動をそれが生じた期に損益として認識することは妥当ではないと考えられる。このとき、現行の金融商品会計基準においては、その他有価証券の基本的な捉え方について、「業務上の関係を有する企業の株式等から市場動向によっては売却を想定している有価証券まで多様な性格を有しており、一義的にその属性を定めることは困難と考えられる」（金融商品会計基準第 75 項）とされており、多様な性格を有する有価証券が本分類に含まれている。これは、前述の「直ちに売却・換金を行うことに事業遂行上の制約がある場合」よりも広い範囲のものを含んでいると考えられるため、測定区分の考え方も整合させる形で、論点整理第 61 項の例示を基礎として、その縮小の可能性を検討すべきである。

また、債券については、経営者の意図を基礎として区分を決定するとした場合に、第 59 項に示された考え方を基礎として売却可能分類を縮小することが考えられる。

## 10. リサイクルリングの廃止による複雑性の低減（論点整理第 62 項）

## （コメント）

論点整理第 61 項(2)で示されたような性格の株式について、取得原価で評価するのではなく、公正価値により評価した上で、評価差額（税効果考慮後）をその他包括利益（その他有価証券評価差額金）に計上し、一定の場合にはリサイクルリングを行う現行処理を継続すべきかどうか及び当該区分に該当する株式の要件について、検討すべきと考える。

## （理由）

論点整理第 61 項(2)で示されたような性格の株式に対する投資の成果は、同項にある

とおりに「自らの事業からの成果を向上させるため」という側面もあり、この見解からは各期の損益に（自らの事業で生み出した営業利益によって）反映されているということにもなる。ただし、売却した際に得られるキャッシュ・フローも明確に投資の成果であることから、この利益は純利益に含めるべきものと考えられる。

また、現行基準上、同様に事業投資として位置付けられる株式としては、子会社株式や関連会社株式がある。これらについて、個別財務諸表上は取得原価により評価されている。論点整理第 61 項(2)では、事業提携やノウハウの相互利用等のため、事業遂行上、売却の制約がある戦略的投資については、事業投資の一部であるとされており、この投資の性格という点に着目すると、同様に取得原価で評価を行うとする考え方も成り立ちうる。しかし、公正価値情報を開示によってサポートすることで財務諸表利用者の意思決定に資する情報を提供することになるかどうかは議論の余地があると考えられる。現行基準において、その他有価証券の公正価値は投資家にとって有用な投資情報であるとされており（金融商品会計基準第 77 項）、これについては、連結・個別いずれの財務諸表においても、貸借対照表にその公正価値を反映すべきものである。

しかしながら、この区分に含まれるべき株式の要件を適切に設定する必要があり、この要件の設定が却って複雑性を増加させることになるという意見もあると思われるため、こうした点を考量した上で検討を行う必要があると考える。

#### 質問(5)

売却可能の分類を維持すべきと考えますか。その場合、どのような金融商品をこの分類に含めるべきと考えますか

#### 11. 売却可能有価証券の分類の維持（論点整理第 57 項から第 64 項）

（コメント）

売却可能の分類については、維持すべきと考える。その理由及び含めるべき金融商品の範囲については、本意見第 9 項及び第 10 項を参照のこと。

#### 質問(6)

公正価値オプションについてどのように考えますか。

#### 12. 公正価値オプションの導入の要否（論点整理第 71 項から第 74 項）

（コメント）

公正価値オプションについては、信用リスクの公正価値への反映に関する論点など、検討すべき点は多いと考えられるが、会計上のミスマッチを削減し、複雑な測定を緩和する意義があると考えられるため、その導入に関して検討を行うべきと考える。

## 13. 公正価値オプションと公正価値ヘッジ（論点整理第 70 項）

（コメント）

公正価値オプションが公正価値ヘッジの代替として用いられるケースを仮定する場合において、公正価値ヘッジの会計処理における国際的な会計基準と我が国の会計基準との相違も考慮した上で検討を行うべきである。

（理由）

論点整理第 70 項においては、国際的な会計基準の動向として、公正価値オプションをヘッジ会計の代替として使用する際の論点が記載されている。我が国においては公正価値ヘッジの会計処理に原則として繰延ヘッジ会計を採用しているため、この点も踏まえた上で、本意見第 12 項に記載された公正価値オプションに関する論点を検討すべきである。なお、本件については、本意見第 29 項も参照のこと。

質問(7)

保有目的区分が現行どおりに継続した場合、実務対応報告第26号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」の処理は今後も維持すべきでしょうか、見直されるべきでしょうか。

## 14. 実務対応報告第 26 号の存続の要否（論点整理第 81 項）

（コメント）

実務対応報告第 26 号「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」（以下「実務対応報告第 26 号」とする。）における定めは、一定の稀な状況においてのみ、経営者の保有目的の変更に対応して保有目的区分の振替が行われるものである。また、実務対応報告第 26 号は、平成 22 年 3 月 31 日までの一定の状況を前提とした要件を定めている訳ではないと考えられる。これらを前提として、一定の状況下のみで時限的に適用されるものとして整理することは妥当ではなく、引き続き稀な場合に限るとする条件を堅持した上で、その開示上の取扱いも含めて、継続すべきものと考えられる。

質問(8)

特に、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替について、どのように考えますか。

## 15. その他有価証券から満期保有目的の債券への振替（論点整理第 82 項）

（コメント）

我が国の会計基準の考え方として、満期保有目的の債券への分類は、原則として取得当初の意図に基づくものであるとされており（金融商品実務指針第 82 項）、その基礎と

なる考え方は金融商品実務指針第 273 項にも示されている。しかし、経営者の意図により振替を行うことが必ずしも不適切とは考えられない場合があることから、実務対応報告第 26 号第 13 項において定められている稀な場合の取扱いの他に、恣意的又は不合理な振替とならないことを前提に、振替を認めることが適当と考えられる。

#### 質問(9)

区分間の振替に関して、企業の保有目的を考慮した測定区分の意義（意思決定との関連性）と恣意性の排除（信頼性）のバランスを踏まえて、また、ヘッジ会計との関連も含めて総合的に見直す必要がありますか。

#### 16. 区分間の振替に関する総合的な見直しの要否（論点整理脚注 19）

##### （コメント）

総合的な見直しが必要と考える。前 2 項の質問に対するコメントは、保有目的区分が現行どおり継続することを前提としたものであり、測定区分が見直されることとなった場合には、当然に測定区分の意義と信頼性の観点とのバランスを考慮して、本取扱いを見直すべきことが想定される。

#### 質問(10)

我が国の減損処理の基本的な考え方について、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

#### 17. 減損処理の考え方の見直しの要否（論点整理第 84 項、第 89 項、第 93 項及び第 103 項）

##### （コメント）

論点整理第 84 項、第 93 項及び第 103 項に記述された減損処理の考え方については、国際的な会計基準の考え方を踏まえ、減損損失の戻入れの取扱いと併せて、その見直しの要否を検討することが有用であると考えます。

##### （理由）

論点整理第 89 項にあるとおり、現行の IAS 第 39 号では、対象となる資産の当初認識後に発生した一つ又は複数の事象の結果としての減損の客観的証拠があり、当該事象が将来キャッシュ・フローに対して影響を有する場合に減損損失を認識するという基本的なコンセプトが定められている。減損損失の基本的な考え方は、減損損失の戻入れと併せて検討すべき事項と考えられるが、この基本的な考え方の異同がその後の減損損失の要件などに影響していると思われるため、IAS 第 39 号のような概念を導入すべきかどうか、検討することが有用と考えられる。



また、収益性の「著しい」低下により投資額の回収が見込めなくなった場合にのみ、帳簿価額を切り下げる処理がなされているかどうかについては、棚卸資産のように、公正価値が帳簿価額を下回った場合に帳簿価額の切下げを行うものとされているものもあり、必ずしも「著しい」低下がその要件とはされていないと考えられる。そのため、特に株式の減損処理に関連して、「著しい」低下が要件として求められるべきものか、あるいは回復可能性がないと考えられる場合には減損処理を行うとするのかなど、論点となると考えられ（本意見第 20 項参照）、入口の「帳簿価額の切下げ理由」（論点整理<表 4>参照）の整理も必要と思われる。

#### 質問(11)

減損損失の認識及び測定としてどのような方法が適切と考えますか。

#### 18. 減損損失の認識及び測定の前提

（コメント）

減損処理の取扱いに係る他の論点とも関連するものと理解しているが、現行の我が国の会計基準のように、減損処理を取得原価の付け替えとして捉えるのか、あるいは IFRS のように当初取得原価との対比を要求するのか、減損処理後の会計処理とも絡むところで、検討する必要があるものと考えられる。

#### 19. 一定の数値的な目安の要否（論点整理第 96 項）

（コメント）

現行の我が国の会計基準において設けられている著しい公正価値の下落を判断する際の「一定の数値的な目安」に関しては、国際的な会計基準と同様に定性的な表現とすることが適切と考える。その上で、会社が設定した数値的な規準の注記を必須とする必要性についても、その要否を検討することが有用であると考えられる。

#### 20. 株式における減損損失の認識要件（論点整理第 95 項）

（コメント）

現行会計基準において、有価証券に係る減損損失の認識要件は、公正価値が著しく下落したときとされているが、減損処理後の会計処理との関係も踏まえた上で、株式に関してこれを見直す必要があるかどうか、検討を行うことが適切と考えられる。

（理由）

現行の金融商品会計基準では、有価証券に係る減損損失の認識要件として、その公正価値が著しく下落し、回復する見込があるとは認められないときと定められている。論点整理第 95 項では減損損失の認識要件を公正価値が著しく下落したときとすることが、

減損処理後の戻入れとも関連するものと考えているとされているが、現行の IAS 第 39 号においても、持分金融商品について減損損失の戻入れは認められていない。IFRS の基本的な考え方として、減損損失の戻入れが行われる場合があると整理することもできるが、結果として減損損失を戻し入れないという点において、我が国の会計基準と IFRS との間には差がない。したがって、本意見第 17 項に記載した減損処理の考え方の整理も踏まえた上で、IFRS との間で差が生じている状態にある減損の要件（長期にわたる下落を要件に含めるか否か）に関して、現行の公正価値の著しい下落のみを要件として定めていることが適切かどうか、検討を行うことが必要と考えられる。

## 21. 債券に係る減損損失の測定（論点整理第 95 項）

（コメント）

公正価値が把握できる債券に関して、一律に公正価値をもって減損損失を測定するのではなく、国際的な会計基準の動向も踏まえた上で、今後検討を行うことが適当とする論点整理における方向性に同意する。

## 22. 公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式の減損処理（論点整理第 94 項）

（コメント）

現行の会計基準において、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態等の悪化により、実質価額が著しく低下したときなどを減損損失の認識要件としている。この公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式に係る減損処理の取扱い及びその考え方を整理する必要があると考えられる。

（理由）

論点整理第 94 項では、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式に関して、発行会社の財政状態等の悪化により、実質価額が著しく低下したときなどを減損損失の認識要件としていることについて、取得原価評価における公正価値の下落等に対する対応方法として妥当であるとする考え方に基づくものとされている。このとき、用いられる実質価額は公正価値の代替であるとする記述があるが、減損損失の測定方法は IAS 第 39 号の定めと相違しており、現行の実質価額の算定の定め（金融商品実務指針第 92 項）が適切であるかどうかは、公正価値概念等とも絡め、検討する余地があると考えられる。

また、前述の「公正価値の代替である」という記述についても、我が国の金融商品会計基準では、「時価のある有価証券」に係る定めと「時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券」に係る定めが並列的に設けられているようにも読み取ることができる。このような建付けを変更するかどうかにより、前述の一定の数値的な目安の要

否（本意見第 19 項参照）や株式における減損損失の認識要件（本意見第 20 項参照）を公正価値の有無によって区分するか否かという点にも影響があると思われるため、公正価値を把握することが極めて困難と認められる株式の位置付けを整理・検討すべきと考える。

#### 23. 個別財務諸表上の子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱い（論点整理第 98 項及び第 99 項）

（コメント）

個別財務諸表上の子会社株式及び関連会社株式の減損の取扱いについて、事業投資と同じく公正価値の変動を財務活動の成果と捉えないという考え方に立ちつつ、減損損失は公正価値を基礎として測定されており、適当ではないと考えられるため、その見直しを行う必要があると考えられる。

（理由）

公正価値が得られる子会社株式及び関連会社株式につき、個別財務諸表上の減損の取扱いとして、公正価値を基礎として認識・測定することは、事業投資として整理されている資産の取扱いとして妥当ではないと考える。このため、収益性の低下を投資会社の個別財務諸表に適切に反映することができる方法について、検討する必要があると考えられる。なお、論点整理第 98 項の「例えば」以後に記載されている方法は、持分法により処理されている関連会社株式の減損損失の測定に関する定めであるため、個別財務諸表上の処理に係る考え方との相違（例えば、のれんやシナジー効果の取扱い及びグルーピングの論点など）について検討する必要があるとともに、「固定資産の減損に係る会計基準」との整合についても考慮することが求められるものとする。

#### 24. 連結財務諸表上ののれんの追加償却等の取扱い（論点整理第 99 項）

（コメント）

個別財務諸表上で子会社株式等を減損処理した場合に、連結財務諸表上でのれんを追加的に償却するという定めについては、削除することを前提に検討するとともに、連結財務諸表上の減損処理の取扱いについて、包括的な検討を行うべきと考える。

（理由）

本意見第 23 項とも関連し、論点整理第 99 項に記載されているのれんを追加的に償却することを求める実務指針上の定め（論点整理第 97 項(2)）について、事業投資と同様の性格を有するのれんを企業の価値ではなく公正価値に係わらせて考えることにつながるものとする。したがって、この定めについては削除することを前提に検討する必要があるものと考えているが、連結財務諸表上で持分法を適用している投資に係る減損

処理の取扱いについては、別途検討することが必要と考えられる。

この場合において、会計制度委員会報告第9号「持分法に関する実務指針」第2項では、連結子会社と持分法適用会社との処理に関し、当期純損益及び純資産に与える影響は同一である、という定めがあり、持分法適用会社にのみ適用される減損の定めを設けた場合には、同項の考え方と相違することになることから、これらの関係も踏まえて検討する必要がある。

#### 質問(12)

減損処理後の会計処理について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

#### 25. 減損処理後の戻入れ（論点整理第118項）

##### （コメント）

現行の減損処理の考え方（論点整理第117項参照）といったん計上した減損損失を戻し入れない方法とは整合的であり、現行の減損処理の考え方を特に見直さないとした場合には、直接控除の減損損失についてその戻入れを行わないとする定めを変更する理由に乏しいものと考えられる。また、論点整理第118項にあるとおり、減損処理の意味や減損損失の認識要件の見直しとともに、戻入れの要否を検討することには同意するが、公正価値の上昇が投資の成果として位置付けられるかどうかという観点に留意する必要があるものとする。

#### 質問(13)

複合金融商品に含まれる組込デリバティブの区分処理の要件として、組込デリバティブのリスクが現物の金融資産又は金融負債に及ぶ可能性があるか否かではなく、現物の金融商品と組込デリバティブの経済的性格及びリスクの関連性に着目した方がよいと考えますか。

#### 26. 現行会計基準における区分処理の要件（論点整理第130項）

##### （コメント）

組込デリバティブの区分処理の要件については、一義的に経済的特徴及びリスクの密接な関連性をその判断規準とすべきものとする。

##### （理由）

論点整理第130項では、我が国の会計基準における現行の判断規準について、経済的特徴及びリスクの密接な関連性を判断するよりも容易であるとの意見が示されている。また、現行の要件にかかわらず、実務上組込デリバティブを区分処理することが望ましいケースにおいて、追加的な要件を設定することを検討すべきとの意見も示されている。

しかしながら、判断の容易性は会計基準設定の際に優先すべき事項ではないと考えられるため、国際的な会計基準と同様に、「原則的な（より上位の）定め」として、現行の企業会計基準適用指針第12号「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」第3項の定めを見直す形で、組込デリバティブの経済的特徴及びリスクが主契約のそれと密接な関連性を有するか否かを区分処理の判断要件として金融商品会計基準上に設定し、必要な実務ガイダンスを設ける形が望ましいと考える。

なお、IAS第39号 para. AG33には経済的特徴及びリスクが主契約の経済的特徴及びリスクと類似しているものの例示が挙げられており、このような例示が実務上有用と考えられることから、同様のガイダンスを設ける必要性について検討されるべきと料する。

#### 質問(14)

ヘッジ会計の意義やヘッジされるリスクについて、見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

#### 27. ヘッジ会計の意義及びヘッジ会計の存続（論点整理第145項及び第146項）

（コメント）

ヘッジ会計の意義は引き続き認められるところであり、ヘッジ会計は存続するべきであると考えます。

#### 28. ヘッジされるリスク（論点整理第140項及び第146項）

（コメント）

ヘッジされるリスクについて、IAS第39号においてはヘッジ対象が非金融商品である場合に、「全体の」価格変動又は為替変動リスクに限定されると明示されているのに対して、我が国の会計基準における明文上の取扱いが必ずしも明確になっていないと思われる。非金融商品における為替変動リスク以外のリスクであっても、その特定や部分的なキャッシュ・フローや公正価値の変動を明確に特定できるケースであれば、ヘッジ会計を適用することに弊害はないと考えられることから、会計基準上でその点を明確化すべきと考える。

## 質問(15)

ヘッジ会計の方法を見直すべき点があるとするれば、どのような方法が適切と考えますか。

## 29. ヘッジ会計の方法の見直し（論点整理第 158 項及び第 159 項）

## （コメント）

公正価値ヘッジの会計処理について、IAS 第 39 号の見直しプロジェクトの動向も踏まえ、検討を行うことが適当とする見解に同意する。ただし、本意見第 30 項、第 31 項及び質問(17)に対するコメントを参照のこと。

## （理由）

論点整理第 158 項に記載されているとおり、公正価値ヘッジの会計処理について、我が国の会計基準と IFRS との間には差異が存在している。コンバージェンスの観点を重視すると、我が国の会計基準の定めを現行の IAS 第 39 号に整合させることも考えられるが、ヘッジ会計に係る論点については、IAS 第 39 号の見直しプロジェクトの対象となっているため、その動向も踏まえた上で検討を行うことが適当であると考えられる。

このとき、現行の IAS 第 39 号における公正価値ヘッジの処理を採用した場合、論点整理第 158 項に記載されているとおり、ヘッジ対象の簿価が取得原価（又は償却原価）でも公正価値でもないものとなり、貸借対照表評価の観点からその妥当性の説明が困難であるとも考えられる。この考え方を基礎とすると、論点整理第 159 項に記載された貴委員会から提出されたコメントに記載されたもののうち、(2)のコメントが適当と判断されることになり、現行の金融商品会計基準の会計処理の考え方の基本を見直す必要はないことになるが、前述のとおり、国際的な会計基準の見直しの状況を注視して、今後の検討を行う必要がある。

## 30. 非有効部分の取扱い（論点整理第 150 項及び第 191 項）

## （コメント）

現行の会計基準における非有効部分の会計処理について、損益で認識するとしている国際的な会計基準との間に差異が生じている。有効なヘッジ関係を決算書に示すというヘッジ会計の趣旨に鑑みて、非有効部分について損益として認識すべきかどうかを検討すべきであるとする。なお、後述する有効性の評価において一定の簡素化（本意見第 34 項参照）を行った場合には、非有効部分について損益として認識することが必要となるものとする。

## 質問(16)

金利スワップの特例処理や為替予約等の振当処理のようなヘッジ会計における合成商品会計は見直す必要がありますか。

## 31. 合成商品会計の見直しの必要性（論点整理第 161 項から第 163 項）

(コメント)

金利スワップの特例処理及び為替予約等の振当処理について、デリバティブを公正価値で認識するという原則に特例を設けるものであり、廃止することを前提に検討するべきと考える。

## 質問(17)

ヘッジ会計は複雑と考えますか。もし複雑であれば、どのように対処すべきと考えますか。

## 32. ヘッジ会計の複雑性（論点整理第 167 項）

(コメント)

ヘッジ会計に関して、金融商品会計基準の他、金融商品実務指針にも多くの定めが設けられており、また特に有効性の評価や文書化における実務負担も考慮すると、複雑性が存在しているものとする。また、この複雑性に対応する簡素化の取組みについては、論点整理第 167 項で示された今後の方向性に同意する（質問(18)に対するコメントも参照のこと）。なお、原則主義である IFRS において認識される「複雑性」とそれ以外の US-GAAP 及び我が国の会計基準における「複雑性」が同義であるのかどうか、及びそれらを共通の土俵で論じることが適切であるのかどうか、検討する必要があると考えられる。

## 質問(18)

ヘッジ会計における文書化、有効性、ヘッジ指定解除、部分ヘッジについて、簡素化やその他の観点も踏まえ、どのような改善が適切と考えますか。

## 33. 文書化における簡素化の可能性（論点整理第 177 項）

(コメント)

論点整理第 177 項にあるとおり、今後においても一定の文書化が必要であるとする見解に同意する。

(理由)

ヘッジ会計が経営者により選択できる会計処理であることに鑑み、濫用防止、企業の

リスク管理方針との整合性の観点から一定の文書化は必要と考える。ただし、ヘッジ指定に係る文書化は、会社の内部統制の水準によっても異なるものであり、一様に定められるものではないと考えられるため、会計基準において一律に文書化の要件を定めるようなものではないと考えられる。

#### 34. 有効性の緩和の可能性（論点整理第 190 項及び第 191 項）

（コメント）

国際的な会計基準において、有効性判定が実務上の相当の負担になっていることに鑑みれば、論点整理第 190 項にある SFAS 第 133 号改正公開草案の内容も踏まえて、その緩和を検討することが必要と考えられる。また、その際に非有効部分の取扱いと合わせて検討すべきとしている見解に同意する。

その際に、IAS 第 39 号においてヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フローの変動を単純に比較することが禁止されていること（IAS 第 39 号 para. F. 5. 5）、我が国の会計基準において回帰分析が事後テストには必ずしも適さないとされていること（金融商品実務指針第 323 項）など、国際的な会計基準との間の差異を十分に考慮することが必要であると考ええる。

なお、本意見第 30 項にも記載のとおり、有効性の評価を簡素化した場合には、非有効部分を損益認識することが必須となるものと考ええる。

質問(19)

他にどのような改善の可能性があると考えますか。

質問(20)

包括ヘッジについて見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

質問(21)

ヘッジ会計の開示について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。

上記3つの質問に対しては、コメントなし

以 上